

# 第24回オミクロン株への対応に関するタスクフォース 議事次第

(令和4年2月10日)

1. 厚生労働省より説明
2. 意見交換

内閣官房副長官補室

(03-5253-2111)

法務省 出入国在留管理庁 出入国管理部審判課  
(03-3580-4111(内線 4446,4447))

外務省 領事局政策課

(03-5501-8152)

厚生労働省 医薬・生活衛生局検疫所業務課

(03-3595-2333)

令和4年2月10日

## 水際対策上特に対応すべき変異株等に対する措置

### 【今回の指定国の概要】

6日間待機国：14ヶ国、3日間待機国：69ヶ国・地域  
計 82ヶ国・地域(※)

### (前回の指定)

6日間待機国：25ヶ国、3日間待機国：63ヶ国・地域  
計 87ヶ国・地域(※)

※上記、指定国全体の合計数は、6日間待機国と3日間待機国において国の重複があるため、6日間待機国及び3日間待機国の合計とは合致しない。

### (具体的な内訳)

#### 【当該株指定国としての待機】

- ・ウズベキスタン、エジプト、ネパール、パキスタン：3日間停留→6日間停留
- ・アルバニア、イラク、インドネシア、ミャンマー：待機なし→3日間停留

注)本措置は、本日公表、令和4年2月13日午前0時以降施行を予定。

#### 【当該指定国の措置変更】

・アンゴラ、エスワティニ、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、米国(テキサス州、ハワイ州、マサチューセッツ州)、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト：6日間停留→3日間停留

・ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタ：3日間停留→停留なし

注)本措置は、本日公表、令和4年2月11日午前0時以降施行を予定。